

都市再生とまちづくり

＜今後の方針＞

- ◇「20世紀の負の遺産の解消」と「21世紀の新しい都市創造」を図る
- ◇民間の力を引き出して都市に振り向け、新たな需要を喚起
- ◇「稚内から石垣まで」の合言葉の下、生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を目指す

これまでの対応

- ・「都市再生プロジェクト」の決定及び推進
 - －関係省庁が施策を集中して取り組む16の「都市再生プロジェクト」を決定及び推進
- ・民間都市開発投資の促進
 - －都市再生特別措置法を制定(14.4)
 - －都市再生緊急整備地域を全国で53地域(約6,103ha)指定
- ・全国都市再生の推進～稚内から石垣まで～
 - －地域が「自ら考え自ら行動する」都市再生活動を支援するため、171件の都市再生活動について「全国都市再生モデル調査」を実施

これまでの成果

- ・「都市再生プロジェクト」の決定及び推進
 - －首都高速中央環状線(板橋～江北)の開通(14.12)に伴い、都心部で渋滞が緩和(渋滞長 竹橋JCT [5.5km→2.4km])
- ・民間都市開発投資の促進
 - －都市再生特別地区の都市計画決定(5件)
 - －民間都市再生事業計画の認定(7件)
- ・全国都市再生の推進
 - －海に開かれた交流による都市観光の推進(稚内、石垣)、歩きやすく住みやすい街づくり(松山)などが始動
 - －ETCの普及(料金所でのETC利用率 全国15.5%、首都高速道路19.0%(16.2.27～3.4))

今後の対応

＜16年度＞

- ・「都市再生プロジェクト」の決定及び推進
 - －東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備
 - －大都市圏における国際交流・物流機能の強化
 - －大都市圏における環状道路体系の整備(東海環状自動車道の豊田東JCT～美濃関JCT(約73km)、首都圏中央連絡自動車道の八王子JCT～日の出(約12km)の供用予定)
- ・民間都市開発投資の促進
 - －都市再生特別措置法の活用等
- ・全国都市再生の推進
 - －まちづくり交付金の創設
(「都市再生特別措置法改正案」を今通常国会提出済)
 - －緑豊かで良好な景観の形成 (「景観緑三法案」を今通常国会提出済)
 - －「無電柱化推進計画」の推進
(市街地の幹線道路の無電柱化率7%(14年)→15%(19年))
 - －渋滞対策の推進(信号制御の高度化により短縮される通過時間 19年までに対策実施箇所において約1割短縮)

＜17年度以降＞

- ・引き続き、「都市再生プロジェクト」の推進、民間都市開発投資の促進、全国都市再生の推進

観光立国の推進

13

〈今後の方針〉

- ◇2010年までに訪日外国人旅行者を1,000万人に倍増
- ◇「一地域一観光」づくりにより、魅力ある受入環境を整備
- ◇長期休暇取得促進により、旅行需要を創出

これまでの対応

- ・「観光立国懇談会」報告書(15.4)を受け、「観光立国関係閣僚会議」を設置し(15.5)、関係府省が連携して取り組む「観光立国行動計画」を策定(15.7)
- ・ビジット・ジャパン・キャンペーンなど官民を挙げた訪日促進キャンペーンを本格的に開始(15年～)
- ・地域の自助努力による観光交流空間づくりをハード・ソフトの両面から支援するモデル事業を創設(15年度)
- ・「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」を設置し、「オーライ!ニッポン」運動を開始(15.6)
- ・長期休暇の普及促進等に向けた提言を行う「長期家族旅行国民推進会議」を設置して議論を開始(15.12)
- ・韓国人修学旅行生に対する査証を免除(16.3)

これまでの成果

- ・15年の外国人の訪日旅行者数
 - －上半期:前年比で大幅に減少(SARS、イラク戦争の影響)
 - －下半期:前年比約1割増の292万人(見込み)
(年間では、14年:524万人→15年:522万人(見込み))
- ・ゴールデンウィーク連続休暇や夏季連続休暇の実施率は増加
 - －GW:85.5%→87.5%、夏季:81.8%→87.5%(いずれも13年度→14年度)

今後の対応

〈16年度(年度内対応を含む)〉

- ・「愛・地球博」で日本文化や最先端技術の展示等により日本の魅力を積極的に発信(17.3から開催)
- ・良好な景観の形成や文化的景観の保護を図るための制度を新たに創設
(今通常国会に関係法案提出済)
- ・各地域の独創的・総合的な計画づくりをサポートするため、各地方ブロックで関係者が議論できる共通プラットフォームを新たに設置(15年度中)
- ・外国人が一人歩きできるよう、案内標識に関するガイドラインを作成して統一的な整備を開始
- ・航空機の旅客等の情報を事前取得するシステムを導入して、同システムを活用した迅速な入国審査を実施
- ・香港在住者の短期滞在に対する査証を免除(16.4)

〈17年度以降〉

- ・政府が一体となって、「観光立国」実現のための施策を引き続き推進

雇用(雇用創出等)

〈今後の方針〉

- ◇サービス分野を中心として引き続き約500万人の雇用創出を目指す
- ◇地域の自発的な取組を国が支援し、地域の創意工夫を活かしながら地域の実情に応じた雇用対策を展開
- ◇高齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現

これまでの対応

- ・「530万人雇用創出プログラム」の策定(15.6)
- ・労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革
 - －労働者派遣事業について、1年の派遣期間の制限を3年まで延長
 - －「物の製造」の業務への派遣が可能に
 - －地方公共団体等が届出により無料職業紹介事業を行うことが可能に
- ・雇用関係助成金の支援内容の重点化及び整理統合(13年度61本→15年度35本)
- ・地域活力を活用した雇用機会の創出、地域の自主性を活かした再就職支援
- ・雇用維持支援から雇用移動支援への重点化
- ・女性、中高年齢者、障害者の雇用・就業の促進

これまでの成果

- ・「530万人雇用創出プログラム」の対象分野で、3年間に約200万人の雇用を創出(試算)
- ・京都府及び大阪府和泉市が無料職業紹介事業の実施を届出(16.3.1)
- ・障害者試行雇用事業の推進(13年度～)
 - －約8割の者が常用雇用に移行

今後の対応

〈16年度〉

- ・「530万人雇用創出プログラム」の着実な推進
 - －サービス分野を中心とした9の分野及び横断的分野における施策の実施
- ・地域の視点に立った雇用対策の推進
 - －地域再生雇用支援ネットワーク事業の創設(市町村等を情報・ノウハウ、支援・協力、助成措置の活用により総合的に支援)
- ・長期失業者の就職支援事業を民間事業者に包括的に委託
- ・雇用関係助成金の支援内容の重点化及び整理統合(15年度35本→16年度29本)
- ・65歳までの雇用の確保、高年齢者等の再就職援助の強化(今通常国会法案提出済)
- ・育児休業制度等の見直し(今通常国会法案提出済)
- ・障害者の雇用・就業の強化

〈17年度以降〉

- ・上記各分野で所要の施策を引き続き着実に推進